

郡山市立学校条例及び郡山市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年9月25日

郡山市長 椎 根 健 雄

郡山市条例第34号

郡山市立学校条例及び郡山市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例

(郡山市立学校条例の一部改正)

第1条 郡山市立学校条例(昭和40年郡山市条例第45号)の一部を次のように改正する。

改正後		改正前	
別表(第2条関係) 小学校		別表(第2条関係) 小学校	
名称	位置	名称	位置
(略)		(略)	
郡山市立多田野小学校	郡山市逢瀬町多田野字南大界1番地	郡山市立多田野小学校	郡山市逢瀬町多田野字南大界1番地
		郡山市立多田野小学校堀口分校	郡山市逢瀬町多田野字上古川林9番地の1
		郡山市立河内小学校	郡山市逢瀬町河内字町東13番地の1
(略)		(略)	
(略)		(略)	

(郡山市放課後児童クラブ条例の一部改正)

第2条 郡山市放課後児童クラブ条例(令和4年郡山市条例第10号)の一部を次のように改正する。

改正後		改正前	
別表(第2条関係)		別表(第2条関係)	
名称	位置	名称	位置
(略)		(略)	
多田野小児童クラブ	郡山市逢瀬町多田野字南大界1番地	多田野小児童クラブ	郡山市逢瀬町多田野字南大界1番地
		河内小児童クラブ	郡山市逢瀬町河内字西荒井156番地
(略)		(略)	

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第1条中郡山市立学校条例別表小学校の表の改正規定（郡山市立多田野小学校の項中「堺」を「界」に改める部分に限る。）及び第2条中郡山市放課後児童クラブ条例別表の改正規定（多田野小児童クラブの項中「堺」を「界」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。